

入院時食事療養標準負担額

区分		1食あたり	
現役並み、一般		460円(*)	
低所得者（市町村民税非課税）	低所得II	過去1年以内の入院日数が90日以下の場合	210円
		過去1年以内の入院日数が90日超えの場合	160円
	低所得I（年金収入80万円以下等）		100円

*平成30年4月から変更されました（平成30年3月末までは360円）。指定難病患者等一部260円の場合があります。詳しくはお住まいの市区町村の国民健康保険担当者窓口へお問い合わせください。